時事新報

生絲市場將來の望み（前號の續き）

最近四五十年來東洋貿易の開けざるが爲め西洋市場生絲れ供給は凡そ其數と二倍に起たるにも拘はらず價格は依然として下落することなく且其品物の不捌けをも感せざるは正に今日の實況なれども抑も此實況は今後年々永續して日本養蠶業の隆盛を促すに値打ちあるものなりや如何と云ふに我輩に於ては斷じて之れ有りと返答すべし或る人の說によれば既往の八十餘年間およそ歐洲にては生絲の需要たゞ進むれ一方のみなりしなれども今日は最早や其潤盈の點を過り過ぎて此れよりは時に退くとあるも更に其上に昇らんとの見込覺束なし然のみならず歐洲の列國今日に在りては只管兵れ事に忙はしく假令へ外面に血を流すの修羅場を演せざるも、實は則ち戰爭の眞最中に異ならず國中に最も有用ある壯丁を擧げて常備軍の役に供し皆に其者等をして殖產の手を空ふせしむるのみならず又隨つて之に衣食を給する其有樣は故さらに遊民を作り他人の勞力を奪て之に生活せしむるに異ならず尙ほ其上にも武器の發明は日々に新にして又日に新を競ひ其所費の大なること殆んと意想外にして國財消散の一點より見れば歐洲各國は日常平和の其中に居ながら日に月に大戰爭を取ふものと云ふ可し今年今日までは先づ以て持續きたることあれども永遠の經濟に於て各國の人民は果して能く此無限の費用に堪ゆ可きや數に於て甚だ疑はしきものなり然りと雖ども國を建てゝ獨立を維持せんとすれば兵備は廢す可らず、兵備廢す可らずして國財は缺乏を告ぐ、之に處する道は唯節儉れ一法あるのみ扨節儉と定まりて費消を省くの日に至れば絹布の如き奢侈外觀に屬するものは自然に需要を減ぜて其業を營む者は逐年利益を見ざるに至るべし又今日まで內ゝたしまりたる其戰爭一時に破裂きたらば商賈も工業も微塵に碎けて其恐るべき此れより甚だしきは無かるべきなり斯かる相手を得意にして日本の蠶絲業を獎勵し倍々商賣を弘めんとすれば其勉强するほど危險の內地に深入りして失敗を招くの道理判然あれば生絲市場將來の望みは決して過去の事例を以て推すべからずと云々と、言ふ者あり昔少しく迂遠なるが如くあるも自から亦一理ある申條にて我輩敢て之を非難するに非ずと雖ども去迚日本國に養蠶事業を獎勵するの必要はあれが爲めに聊かも減ず可きにあらず假令へ一歩を讓り或人の想像する如く歐洲の將來果して危險ありとせんか我輩毫も之を恐れず萬々一にも斯かる想像論の實況に逢ふこともあらば歐洲の市場を放擲して北米合衆國に向はんのみ其市場の洪大なる今日に於ても日本產の生絲を容きて餘るゝみとあし況んや今後ますく其人口の增加して其需要のますく盛んある可きに於てをや我國に何ほどの產額を增すも我輩は其品物の捌方は心配せざるものあり

抑北米合衆國の土地廣く富源多く其生產の事業日に月に隆盛に趣きて已むことを無きの次第は過日れ紙上に登載したる移住論にも委しく見ゆる如くにして今改めて說くべどの必要なけれども唯生絲將來の景況に就て一言せんに昨明治十九年中、日本より米國に輸出したる生絲の[illegible]一千零二十三萬餘圓ふして其歐洲に向ひた[illegible]一千萬圓を餘すれば今日の處に於て米國の一[illegible]國の[illegible]五分くに日本の生絲を消[illegible]右の[illegible]一度歐洲人の手を經[illegible]び米國に入るものも少額に非ざる由あれば[illegible]を計算しるらば間接に直接に日本の生絲は重に米國人の消費するものありと稱しても可ならん、西洋の實情を知らざる人は日本の生絲が直ちに歐洲に向ふを見て是きは歐洲人が自家の使用に供するものならんと言ふ無きを期せざと雖ども實は決して然るに非ず歐洲人は東洋より日本支那の生絲を買出し之れに伊佛ろの他の諸國ふて產出したる生絲を併はせ未製品の儘ごきを米國の機屋に卸す其年額も亦莫大なりと云ふ昨年の調べに依るに其歐洲より入りたる生絲の代價一千八百二十七萬餘弗、同じく織物の代價二千七百九十五萬餘弗にして此中には日本の生絲にして一度び歐羅巴を廻はりたるものも少なからざるよし此の如く今日に於ては陰に陽に合衆國が日本生絲の好得意塲なるに拘はらず其十年以前（即ち我明治九年頃）同國內消費の總高日本の俵數にして僅々一萬俵內外なりしものが今日に至りて凡そ三萬五六千俵の多きに昇り即ち十年れ其間に三四倍の需要を增したるも唯盛んなりと云ふの外なし而して其人口は如何にと云ふに是れも著しき割合の進ミにして千八百七十年の人口は三千八百餘萬ありしに越て十年即ち去る八十年には五千餘萬人に達し今八十七年の人口は更に增して七千萬以上ならんと云へり尙ほ米國は每十年に人口の調査を執行するの定めなれば來る九十年の人口は去る八十年の數に比して實に非常の增殖を見るに至る可し且つ米國の土地の廣大無邊にして、限り無き人口の增殖を許すことは我輩も既に記したる所にして先年米人某氏の計算に據れば合衆國三十八州の人民をテキサスの一州內に逐ひ込むとすきば人口稠密の割合は歐羅巴れ白耳義に彷彿たるものにして左まで難澁にもあらず之が爲めに他の三十七州は荒漠たる原野即ち合衆國の餘地にして無限の人を容る可しと云へり夫れは兎も角も米國は斯かる殷富日進の國柄なれば今後歲々生絲需要の增加すべきも當然の理にして日本國人が假令へ全力を擧げて生絲の產出に勉强するも米國に於て其需要れ範圍およそ遙りに早死速力にて進むべければ其望を倘はゝ宏大なりと云はざる可らず特に米國は平和殖產事務の地にして歐洲の如く戰爭破裂の恐れあるに非ず兵備費用の負擔亦甚ぶ輕くして寧ろ兵無きの樂土只熈々として太平の文明に浴するより外に餘念を有せざる事なれば日本國の爲めに謀りて將來生絲賣捌きの得意塲は此米國を措て他に求む可らず前途の望を洋々として我生絲の價格に下落の憂ひなきは勿論、供給の不足よて或は折角ある好市場の需を滿足せしむる能はざるを憾むことあらんのみ、果國養蠶の事業、心配なく斷行して其利益の空しからざるを確信す可きあり

（完）

官報

○勅令

朕陸軍將校馬具制ノ改正ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十年五月二十三日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文　陸軍大臣伯爵大山巖

朕海軍參謀將校及傳令使馬具制ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十年五月二十三日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文　海軍大臣伯爵大山巖

○海軍省令第十六號

陸上勤務ノ海軍參謀將校並ニ參謀本部長次長及鎭守府司令長官艦隊司令官ノ傳令使ハ乘馬本分ト定ム

海軍一般

明治二十年六月九日　海軍大臣伯爵大山巖

○敍任及辭令　六月四日

橫濱衞生試驗所長ヲ命ス　內務二等技師　辻岡精輔

東京衞生試驗所長ヲ命ス　內務四等技師　田原良純

大阪衞生試驗所長ヲ命ス　內務五等技師　櫻井小平太

○軍艦發着　扶桑艦常備艦は一昨七日品海拔錨、同日淸水に碇投、天城艦は去る六日仁川拔錨、一昨七日長崎に投錨、海門艦は一昨七日神戶に投錨せり

○英國新造軍艦の種類　目下英國に於て建造中及竣工せし軍艦は左の如し

種別	軍艦名號	建造地又は造艦所	噸數	馬力	速力ノット	竣工年時	建造費額
砲塔附軍艦	トラファルガー號	ポールツマス	一一、九四〇	一二、〇〇〇	一六●五〇	千八百九十一年	八四四、三一八
	尼羅號	ペムブローク	一一、九四〇	一二、〇〇〇	一六●五〇	千八百九十一年	八八九、四二一
	ヴヰクトリア號	アームストロング造船所	一一、四七〇	一二、〇〇〇	一六●七五	千八百八十八年	八二九、九七九
	サンスパレイル號	同	一一、四七〇	一二、〇〇〇	一六●七五	千八百八十八年	八二五、四六八
	以丁堡號	ポールツマス	九、一五〇	七、五〇〇	一五●四〇	竣工	六八三、六〇九
	ヒーロー號	チヤタム	六、二〇〇	六、〇〇〇	一五●五〇	千八百八十七年	四二一、五〇〇
露砲臺附軍艦	アンソン號	ポールツマス	一〇、〇〇〇	一一、五〇〇	一七●〇〇	千八百八十八年	七五二、二八八
	カムプルダウン號	同	一〇、〇〇〇	一一、五〇〇	一七●〇〇	同	七四三、〇七四
	ベンボウ號	テームス製鐵會社	一〇、〇〇〇	一一、五〇〇	一七●〇〇	同	八一〇、六三三
	ホーウエ號	ポールツマス	九、七〇〇	一一、五〇〇	一六●〇〇	千八百八十七年	七二〇、七七一
	ロッドネー號	チヤタム	九、七〇〇	一一、五〇〇	一七●〇〇	同	七二六、四八二
	コーリングウード號	ポールツマス	九、一五〇	九、五七〇	一六●五〇	竣工	六七〇、七五二
	インペルユース號	同	八、五〇〇	一〇、〇〇〇	一六●〇〇	同	五五九、九〇一
	ウオールスパイト號	チヤタム	八、五〇〇	一〇、〇〇〇	一六●〇〇	千八百八十八年	五五八、四四九
裝鐵艦	イムモータライト號	同	五、〇〇〇	八、五〇〇	一八●〇〇	千八百八十九年	三〇二、九二〇
	ヲーロラ號	ペムブローク	五、〇〇〇	八、五〇〇	一八●〇〇	千八百九十年	三〇八、五八五
	豪太剌利號	ナピアー造船所	五、〇〇〇	八、五〇〇	一八●〇〇	千八百八十八年	二九〇、六一三
	ガラチー號	同	五、〇〇〇	八、五〇〇	一八●〇〇	同	二九〇、二六〇
	ナラシッサス號	アールス造船所	五、〇〇〇	八、五〇〇	一八●〇〇	同	二九〇、七五一
	ヲルランド號	パルマー造船所	五、〇〇〇	八、五〇〇	一八●〇〇	同	二九九、五二五
	アンドーンテッド號	同	五、〇〇〇	八、五〇〇	一八●〇〇	同	二九九、九〇五
甲鐵艦	マーセー號	チヤタム	三、五五〇	六、〇〇〇	一八●〇〇	竣工	二三六、四三五
	セブアルン號	同	三、五五〇	六、〇〇〇	一八●〇〇	千八百八十七年	二三四、二八二
	テームス號	ポールトアヴオン	三、五五〇	五、七〇〇	一八●〇〇	千八百八十八年	二二七、九八〇
	フオールス號	ペムブローク	三、五五〇	五、七〇〇	一八●〇〇	千八百八十九年	二二一、九一三

（以上本年六月八日號外九日官報）

雜報

○米國に於ける日本生絲の需用　左の一篇は橫濱同伸會社の北米合衆國ニウヨーク支店出張員新井領一郞氏に本社員が就て親しく彼地の日本生絲需要の景況を聞取りたるものにて其大要は氏が去五月十四日前橋の臨江閣に於て演說したるの旨趣と同一なり氏が米國に渡りたるは去る明治九年れ事にして本年同氏の歸朝まで前後十二年間米國內生絲需要の實況を氏が最も注意して視察したる所なれば本篇の如きは今後將來日本生絲が米國の市塲に如何なる見込みなるやを知るに足るべき有用の文なり故に爰に錄して讀者諸君の參考に供すといふ

明治九年の頃に在りて米國生絲の需用如何を見るに其使用の總高は一萬俵位にして此內に支那絲九千五六百俵を占め、其餘は歐洲絲と日本絲にして日本は僅かに七八十俵に過ぎず其れも我れより直接に輸出せるにあらずして一度倫敦へ回り、更に轉ぜて米國に入るものありし、又同國織物の當時の景況は其度合甚た低く僅かに粗造あるハンケチーフ婦人服の飾物及りボン等の製作に止まり、他は總て歐洲の輸入を仰ぎ居り前顯一萬俵の生絲は專ら裁縫絲等に用ひらるのみされども當時同國の氣勢は專ら內國に於て機織の事業を盛んにし歐洲絹の輸入を防がんとする點ふありされども同國は職工の賃銀甚だ高價なるが故に美術上の製品の如きは之れを佛國等に讓り專ら器械力を借りて日常必要れ用品を多額且つ廉價に製出するに若くはなしとの方向に趣みたる際恰かも好し氏は本邦より水沼器械製絲製造三箱を持參して紐育に至り富田領事の盡力にて各所の機屋に直賣を試みるも總て日本絲れ用に適せずとて謝絕せられ或る所に於ては現ふ天保錢、釘、砂石及

び烟管の屑皆等を……
のゝ混入せり生絲を……
等の混入物を買く……
く明治五六年の頃……
重量を增して外人……
されども氏は之れに……
ーランベルトと……
試驗と依賴せし……
其絲を座するや……
を起し直ちに英……
の注文を受けたる……
矢となす然るに此……
して六弗五十仙……
最始の取引と云……
約束の價格と以……
遂はさりしと生……
への割合を以て……
娘印掛田絲着荷……
絲の見本を送ら……
るとを得此きに……
治十三年に至り……
絲の氣勢は竟に……
に至て內外人も……
知り之を米國に……
俵十一年には三……
年の如きは一萬……
四年の暮に於て……
輸出を止めたる……
す歐洲絲を購入……
は米國に於て……
まり歐洲及支那……
り居りしか此……
合と爲りるは……
あれども價格の……
の機屋は之を使……
種の絲を使用し……
より前後今日よ……
るゝは遺憾と謂……
需用を增加し……
五に上り支那絲……
前後の額を占め……
計二千二三百……
い前途の如……
れとも其他に……
國の進歩非常に……
しと一は我が……
よ反し支那絲……
絲の品位、當……
ては之を買入……
製絲等にして……
を保つの姿……
き本邦製絲業……
るに在り絲質……
可ありと云ふ……
此方法を執……
鑑むに至らん……
り扱又其後……
月の調査に……
に止まり內……
のみならず……
それば廉價……

當館規則ヲ改正シ英學（教師洋人）漢學毛絲編物茶湯ヲ敎授ス外ニ裁縫別科ヲ設ケ員數ヲ定メ無月謝ニテ入學ヲ許ス
六月九日　麴町區富士見町一丁目三十四番地
洋服裁縫女學館

品田太吉君譯
●英語 階梯 パーレー萬國史解釋
亞細亞洲之部全一冊定價金六拾錢●右は在來れ直譯書などとは大に異にして一種新案の眞書なり

日本小文典　一冊　定價金一圓四十二錢
英文讀本第二卷　一冊　定價金四十七錢
商業算術書第四冊　一冊　定價金九十一錢
右印行發賣ス
明治二十年六月　文部省編輯局

獵犬
小生儀去七日……
略儀別ヲ……